

令和 5 年度～令和 9 年度

宇美町自殺対策計画(第 2 期)

いのち支えあう うみ

～誰も自殺に追い込まれることのない宇美町をめざして～

令和 5 年 10 月

福岡県 宇美町

はじめに

平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、これまで「個人の問題」とされていた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

近年の自殺者数は、国を挙げて自殺対策を推進した結果、減少の傾向が見受けられていましたが、令和 2 年度には、11 年ぶりに増加に転じることとなり、コロナ禍が生活の様々な場面に影響し、生きるための生活全体の基盤が低下していることが原因の一つであると言われています。

本町におきましては、平成 31 年度に「宇美町自殺対策計画（第 1 期）」を策定し、様々な自殺対策事業の取り組みを行ったところでありますが、令和 4 年度をもって第 1 期計画期間が満了することから、各事業の評価と検証を行うと共に、第 2 期計画の策定に向けて、より一層の支援及び対策等の強化を行うものであります。

本計画では、コロナ禍による影響も考慮しながら、全庁的に「生きることの包括的な支援」に取り組むことで、町民一人ひとりが、かけがえのない「いのちを大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない宇美町」をめざします。

自殺対策計画の実現には、町としての取組は元より、家庭、地域、学校、職場及び関係機関との連携と共働は必要不可欠でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 5 年 10 月

宇美町長 安川 茂伸



目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画の策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標（自殺死亡率）	3
第2章 宇美町の自殺の特徴	4
1 自殺の現状	4
2 自殺の危機経路の例	12
第3章 自殺対策の取組み	13
1 基本的な考え方	13
2 3つの基本施策と3つの重点施策	18
第4章 第1期計画における事業評価	30
第5章 第2期計画における事業目標	50
1 全体目標	50
2 成果指標	50
(相談機関一覧)	
町の相談窓口	57
福岡県内の相談窓口	58

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺対策に関して、国は平成18年に「自殺対策基本法」を制定、平成19年には政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺対策大綱」を策定し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきた結果、平成24年には3万人を下回りました。

平成28年に法改正がなされ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として位置づけ、総合的かつ効果的に推進するため、関係機関が相互の連携をはかりながら自殺対策に取り組むこととされました。

このような状況を踏まえ、本町においても、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、平成31年に、4年間の行動指針となる「宇美町自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

全国の自殺者数は、自殺対策基本法が成立した平成18年と、令和元年を比較すると、男女ともに自殺者数は減少しており、これまでの取り組みに一定の効果があったと考えられています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や価格高騰による生活の不安による新たな課題も生じてきており、減少傾向にあった自殺者数は令和2年に11年ぶりに前年を上回り、特に女性や小中高生の自殺者数が増加傾向となり、いまなお多くのかげがえのない「命」が自殺によって失われています。

このような中、本町の自殺対策計画が令和4年度に計画期間の終了を迎えることから、令和5年度から令和9年度を計画期間とする新たな自殺対策計画（第2期）を策定いたしました。

今後も本計画に基づき本町においても「生きる支援」に関連する事業を総動員して、保健・福祉分野など関係機関との連携を図りながら「だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

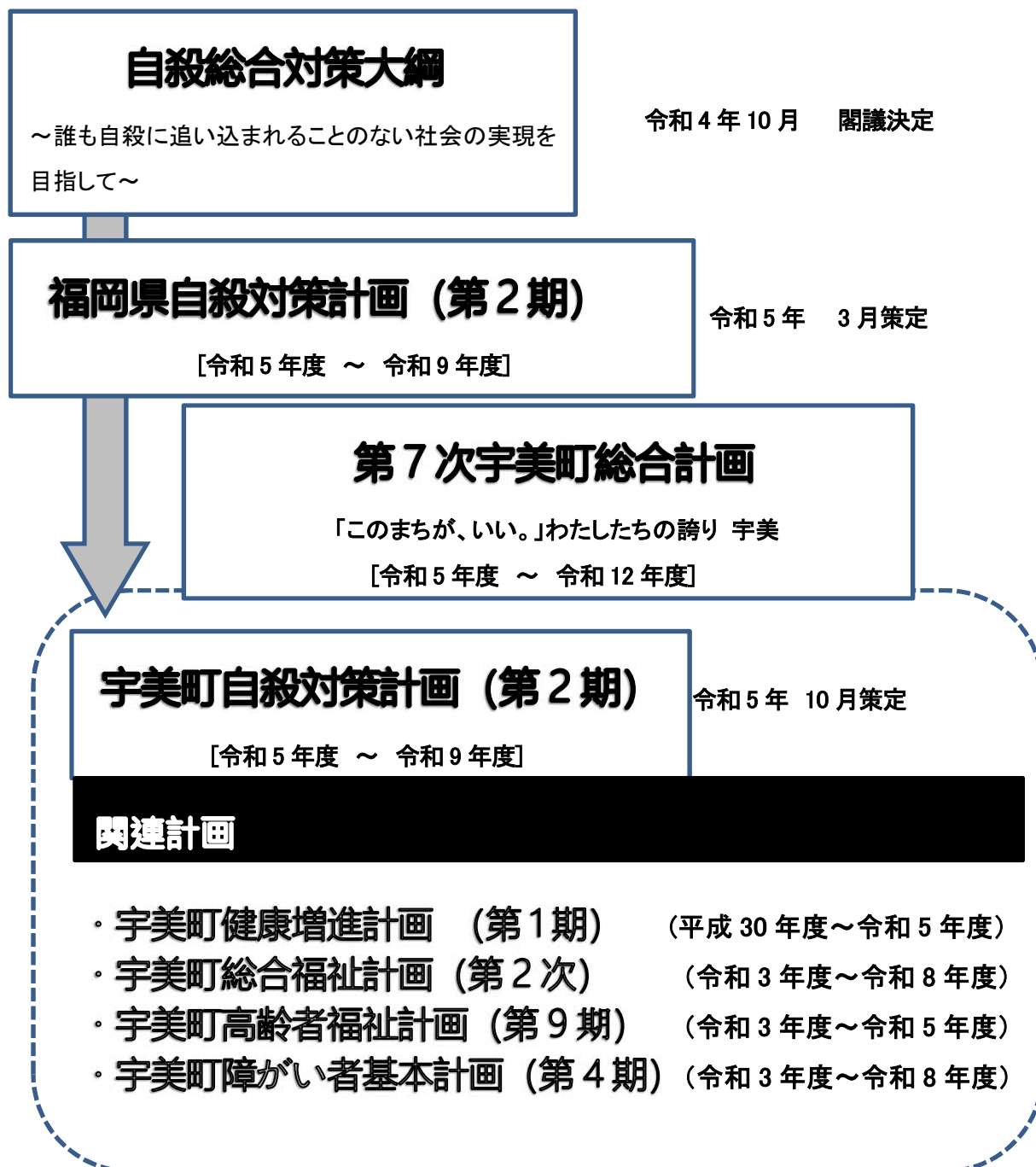
2 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項では、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」とされており、本計画は同法に規定する「市町村自殺対策計画」として策定します。また、福岡県の「福岡県自殺対策計画」や本町の「第7次宇美町総合計画」、「宇美町健康増進計画」、「宇美町総合福祉計画」等の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

国の自殺対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の町の自殺対策計画については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や自殺対策基本法、自殺対策総合大綱の見直し等国の動向も踏まえ、必要に応じ見直しを行います。



4 計画の数値目標（自殺死亡率）

自殺対策を通じて目指すのは、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は大綱における目標「令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という）を平成27年の18.6と比較し30%減少させる」と掲げており、本町においても国の大綱を踏まえて、平成27年の21.2（6人）と比べて令和9年までの5年間で、概ね30%減少の14.8（4人）以下を目指すこととします。

	基準 (平成27年)	現状 (令和3年)	目標 (令和5年～9年) 5年間平均
自殺死亡率 (人数)	21.2 (6人)	24.1 (9人)	14.8以下 (4人)
			対平成27年比 30%減

第3章 自殺対策の取組み

1 基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援に当たることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本町においても、「いのち支えあう うみ ～誰も自殺に追い込まれることのない宇美町をめざして～」を基本理念とし、『誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現』をめざすため、全庁的連携のもと、関係機関・関係団体との連携を図ります。

基本理念

いのち支えあう うみ

～誰も自殺に追い込まれることのない宇美町をめざして～

（２）自殺対策の基本認識

本町の自殺対策においては、町の自殺の現状と課題等を踏まえ、次のような基本認識に基づいて取り組みます。

① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的な要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

② 自殺は防ぐことができる。

平成 18 年の自殺対策基本法の施行以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、広く「社会の問題」と認識され、自殺対策が社会的な取組として推進され始めた結果、自殺者数は減少傾向になるなど、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、我が国の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺による死亡率)は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いているといわざるを得ません。

自殺の背景にある様々な要因のうち、失業や倒産、多重債務、長時間労働等の社会的な要因については、相談や支援体制の整備という社会的な取組により自殺を防ぐことができます。

また、自殺に至る前のうつ病、アルコール依存症、統合失調症には、有効な治療法があり、早期発見、早期治療につなげることにより、多くの自殺を防ぐことができるということを認識する必要があります。

③ 自殺を考えている人は、悩みながらもサインを発している。

たとえ自殺を考えていても、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で死の瞬間まで激しく揺れ動き、不眠、原因不明の体調不良などの自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。このようなサインに周囲の人が気づくことが、自殺予防につながることを認識する必要があります。

自殺のサイン（自殺予防の十箇条）

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。

- 1 うつ病の症状に気をつけよう（気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く）
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるもの（職、地位、家族、財産）を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

出典：内閣府『自殺対策白書 平成20年版』

（３）自殺対策の基本方針

基本理念を実現するため、自殺対策における基本認識を踏まえ、次のような基本方針のもとに総合的な対策に取り組めます。

基本理念

いのち支えあう うみ ～誰も自殺に追い込まれることのない宇美町をめざして～

基本方針

- ① 生きることの包括的な支援
- ② 関連施策との連携を強化した総合的な取組
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の連動
- ④ 実践と啓発を両輪とした推進
- ⑤ 国、福岡県、関係団体、社会福祉協議会、市民の役割の把握とその連携・協働の推進
- ⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

① 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で推進します。

② 関連施策との連携を強化した総合的な取組

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族状況、死生観などが複雑に関係しています。このため、自殺対策の推進にあたっては、抱える問題に対し、相談支援を行う各分野の「対人支援の強化」、複合的に問題を抱える人に対して包括的な支援強化に必要な「地域における連携の強化」、「それらに必要な社会制度の整備」を一体的なものとして連動して取り組む必要があります。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の連動

自殺対策は、個人の問題解決に取り組む「対人支援レベル」、関係機関等による実務者連携で行う「地域連携レベル」、法や計画等による「社会連携レベル」の3つを連動させ、総合的に推進します。

④ 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。

相談することや精神科医療への受診の心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われており、全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、精神科等の専門家につなぎ、その助言を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に積極的に取り組む必要があります。

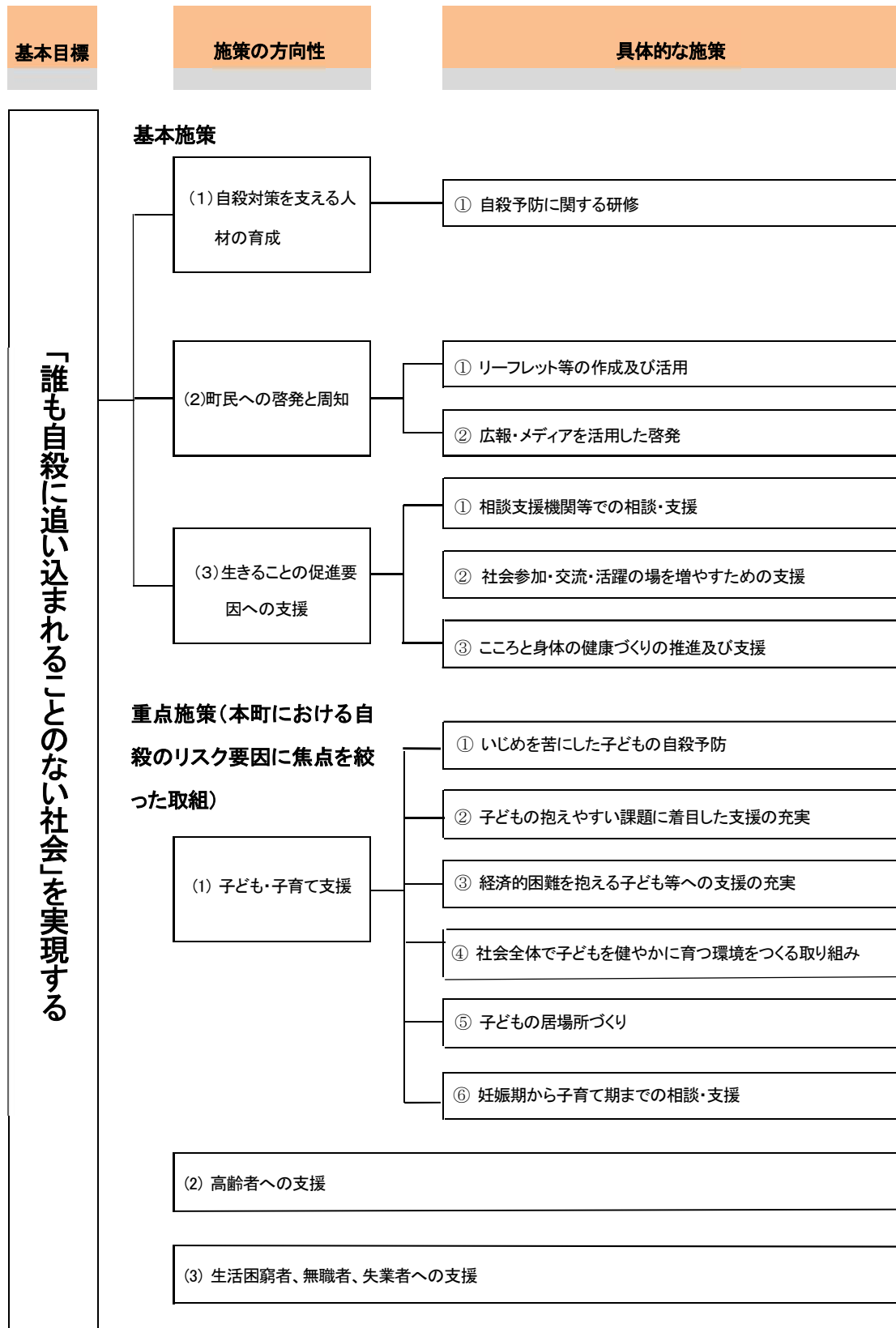
⑤ 国、福岡県、関係団体、社会福祉協議会、町民の役割の把握とその連携・協働の推進

宇美町地域自殺対策計画（第2期）を策定し、町民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえて自殺対策に取り組みます。

2 3つの基本施策と3つの重点施策



3つの基本施策

(1) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。

具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の関係者や住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。

そこで、本町では、自殺予防に関する研修会を実施し、自殺リスク要因がある人に早期に気づくことができる人材を増やし必要な支援につなげていきます。

① 自殺予防に関する研修

・町民向けゲートキーパー養成研修事業

住民に身近な地域レベルでの多くの人材が必要とされており、町民向けの講座を開催して、自殺の現状や予防方法を学んでいただき、地域レベルでの人材確保を図ります。

・町職員研修事業

職員に対して研修会を行い、職場におけるメンタルヘルスについての基礎知識や予防法、ストレスの対処方法等を学びます。また、ゲートキーパー養成講座等を開催し、窓口で接する住民の悩みや変化に気づき、必要な支援につなげます。

(2) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識になることが重要です。

すべての住民が、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における役割について意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通して啓発事業を展開することが求められます。

町では、啓発リーフレットや広報等を通じて、こころの健康づくりや様々な自殺予防に関する情報提供を積極的に行っていきます。

① リーフレット等の作成及び活用

- ・若年者向けの自殺予防啓発

若年者向けの取組として、毎年、町内の中学校 2 年生を対象に自殺予防のためのリーフレットを配布し、自殺予防の知識や対処方法の定着を図ります。

② 広報等を活用した啓発

- ・自殺対策強化月間における啓発

町の広報やホームページに、自殺対策強化月間（3 月）に合わせて、自殺対策情報や生活の様々な困りごとを相談できる相談機関情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。

- ・図書館での「こころの健康図書コーナー」の設置

児童生徒や一般町民の利用者が多い図書館において、自殺予防月間にあわせ、こころの健康に関する図書コーナーを設置し、こころの健康に関して町民への啓発を行います。

- ・男女共同参画に関する啓発

町のホームページや SNS において、男女共同参画に関する情報提供を行います。また、児童生徒や一般町民の利用が多い図書館において男女共同参画に関連する書籍を置いたコーナーの設置、DV、LGBTQ+※+などに関する相談カードを庁舎ほか公共施設に設置し、悩みを抱えた方が相談できる相談機関の周知を行います。

※LGBTQ+：セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を代表するレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの 5 つの頭文字を取った言葉に、「+（プラスアルファ）」を付けた通称

（３）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。このため、具体的には生活上の困りごとを察知し相談機関につなぐことや、孤立のリスクを抱えるおそれのある人の居場所づくりや社会参加・交流の場などを増やす支援を進めていきます。また、自殺の要因として最も多い健康問題についても、健康増進事業とあわせて推進を図ります。

① 相談支援機関等での相談・支援

・民生委員・児童委員による地域の相談・支援の実施

同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生委員・児童委員にはあります。地域で困難を抱えている人に気づき適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として支援を行います。

・生活困窮者支援調整会議（仮称）による支援・連携

多重債務、低所得、病気等、様々な原因によって町税等の滞納が解消されず、また、制度のはざままで支援が受けられないまま、生活改善を図ることが困難な人もいます。相談窓口を所管する関係課及び福祉関係機関が連携し、支援の可能性を検討します。

・ファイナンシャルプランナーによる納付相談事業

ファイナンシャルプランナーによる納付相談を通じてご自身で解決できなくなってしまった多重債務等の滞納原因を分析し、長期的かつ総合的な視点で実践的なアドバイスを行い、相談者の安定した生活再建のための生活改善を支援します。

・法律相談事業

高度な専門性を有する町民の相談について、弁護士が適切な助言や指導を行います。

・心配ごと相談所事業

民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員が、家計や生計、財産等に関する様々な相談を受け、助言を行います。

② 社会参加・交流・活躍の場を増やすための支援

・地域活動支援センター事業

障がいのある人を対象とした、居場所を兼ねた生産活動の機会、社会との交流の場の提供及び日常生活の相談支援を行う地域活動支援センター事業を継続して行います。

③ こころと身体健康づくりの推進及び支援

・住民健(検)診事業

特定健康診査・健康診査・がん検診を実施します。健診を受診することで、精神

的な不調が身体的不調として現れている場合は、発見し、支援につなげることができます。規則正しい生活習慣を身に付ける機会になることから、こころの健康にもつなげていきます。

- ・保健指導事業

特定健康診査・健康診査受診者のうち、保健指導が必要である人に対して、保健師・管理栄養士による保健指導を実施しています。保健指導において、個人の生活状況の聞き取りをしているため、生活の悩みなどを聞くことができ、必要時に適切な相談機関へつなげています。

- ・母子健康手帳の交付事業

母子健康手帳の交付の際に妊婦アンケートを取り、生活状況や既往歴の聞き取りを行っており、妊婦の方の困りごとや家族背景などから、適切な相談機関へつなげています。

- ・妊産婦健診事業

妊娠中及び出産後の体調管理や育児不安、産後うつなどの予防のために関係機関と連携し、自殺リスクの軽減を図ります。

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後0～4か月の児と保護者を対象に子育て支援員と保健師が訪問し、育児に関する思いや不安、悩みをうかがい育児のアドバイスを行うとともに子育てに関する情報提供を行います。産後まもない時期に訪問し、育児上での不安の傾聴や産後うつなどの自殺リスクを把握することができ、適切な相談機関へとつなげる機会となり、自殺リスクの軽減に寄与します。

- ・乳幼児健診事業

身体計測、小児科医の診察、育児相談、栄養相談などの実施により、乳幼児の発育・発達状況から家庭内の育児状況の把握、身体的虐待の早期発見の機会となり得ます。

また、育児相談において、育児上の不安や育児者の精神的負担等の情報を聞き取れる窓口として適切な相談機関へとつなげる機会となります。

- ・養育支援訪問事業

保護者の精神的、環境的な問題等によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱え養育支援が必要な家庭に対し、保健師が養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

3つの重点施策

自殺総合対策大綱における子ども・若者に対する重点施策と本町における、自殺の特徴について、国が作成した自殺実態プロファイル（8ページ「表3 宇美町における主な自殺の特徴」参照）で自殺リスクが高い高齢者、生活困窮者・無職者・失業者等への優先的な分野について重点的に施策の推進をしていきます。

優先的な課題とされる分野	(1)子ども・若者 (2)高齢者 (3)生活困窮者・無職者・失業者
--------------	---

（１）子ども・子育て支援

いじめを苦にした児童生徒の自殺が社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では、子ども・若者の自殺予防の充実を目指すことが重点課題として示されました。学校には、生涯にわたる精神保健の観点から全ての児童生徒を対象とする「自殺予防教育」と、自殺の危険の高い児童生徒への直接的支援としての「危機介入」を並行して進めることが求められています。

このため、本町でも、児童生徒が、命の大切さを実感できる教育だけでなく、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進します。自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることを目標とし、自殺予防へ繋がります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境が整っていることも重要です。そのため、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携する必要があります。

① いじめを苦にした子どもの自殺予防

・自殺予防教育の推進

温かい人間関係を築く教育を土台として児童生徒の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を育てます。特に「SOSの出し方に関する教育」を推進することで、自他の危機回避に繋がります。

・学級満足度・学校生活意欲調査の実施（WEBQU※）

安全安心な学校環境を整えるためにWEBQUを実施し、児童生徒のメンタルヘルスの状態や学級の状況を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげます。結果を活用して、人間関係の調整、学級・学校づくりを行います。

※WEBQU：インターネット環境を活用し、Web上で児童生徒にアンケートに回答してもらい、①

いじめ被害の早期発見・早期対応、②不登校傾向への対応、③学級集団の状態把握、④教育実践の効果測定に活用できる心理テスト

② 子どもの抱えやすい課題に着目した支援の充実

・教育相談事業

子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、学校以外場で専門の相談員(臨床心理士)に相談できる機会を提供することで、問題の早期発見につなげます。

・スクールソーシャルワーカー活用事業

さまざまな課題を抱えた児童生徒とその保護者等に対し、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用するなど包括的な支援を行います。

・不登校対策事業

心理的又は情緒的な理由で悩み、登校したくてもできない状態にある児童生徒に対し、さまざまな活動や体験を通して学校復帰を目指して援助・指導を行います。

また、適応指導教室に通う当該児童生徒その保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関につなぐ等の対応を行います。県から派遣されたスクールカウンセラーを活用し、定期的に面談を行っています。

・要保護児童対策事業

要保護児童及びその保護者に関し、そのケースの関係機関が連携し児童とその家庭を見守り、支援を行います。

・こども発達ほっと相談室

子どもに発達特性があり、子どもの成長や将来に不安を抱える保護者やご家族をサポートできるよう相談会を行います。

③ 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

・就学援助費給付

経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者等に対し、学校給食費等の就学に必要な経費の一部又は全部の給付を行います。

- ・児童扶養手当支給事業

父母の離婚・父(母)の死亡などによるひとり親家庭等に手当を支給することにより、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ります。(認定・支給は県)

④ 社会全体で子どもが健やかに育つ環境をつくる取り組み

- ・ファミリー・サポート・センター事業

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者(おねがい会員)と援助を行うことを希望する者(まかせて会員)が、会員として子育てについて有償で相互援助を行う活動を支援します。

- ・病児保育事業

病気にかかっている子どもで保育園や小学校などの集団生活が困難な場合や、保護者が勤務等により家庭で保育を行うことができない場合に委託先の医療機関に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育等を行います。

- ・一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、町立原田保育園において、一時的に預かります。

- ・地域子育て支援拠点事業

「子育て支援センターゆうゆう」において乳幼児及びその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流やふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を発信するほか、子育てに関する相談を行います。

⑤ 子どもの居場所づくり

- ・放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与えて、その健やかな育成を促進するとともに、仕事と子育ての両立を支援します。

⑥ 妊娠期から子育て期までの相談・支援

- ・子育て世代包括支援センター事業

母子健康手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して各相談に応じ、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行い、妊娠期から子育て期まで切

れ目のない支援を行います。

（子育て世代包括支援センター事業と子ども家庭総合支援拠点事業を一体化した「こども家庭センター事業」を令和6年4月に開始予定です。）

- ・子ども家庭総合支援拠点事業

子ども及びその家庭、妊産婦等を対象に実情を把握し、子ども等に関する相談全般について、関係機関と連携をとりながら、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援を行います。

（子育て世代包括支援センター事業と子ども家庭総合支援拠点事業を一体化した「こども家庭センター事業」を令和6年4月に開始予定です。）

（２）高齢者への支援

高齢者の自殺については、本町の自殺の特徴においても、60歳代、70歳の年代が多く重点的な支援が必要です。

高齢者の自殺対策は、既存の事業において、その視点を加え実施されていますが、これに加え、地域において行う行政サービス、民間事業者のサービス等を適切に活用し、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

- ・地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステム構築のため地域包括支援センターを設置しています。（運営は、医療法人へ委託）高齢者とその家族の悩みごとや、問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となることができます。訪問等のアウトリーチ機能も活用し、多職種連携機関と協働して、切れ目のない支援を行います。

- ・権利擁護、成年後見制度利用支援事業

高齢者虐待で人権を侵害されたり、認知症や精神疾患、知的障がい等を有し、ひとりで決めることに不安や心配のある人の中には、自殺リスクが高い方も含まれる可能性があります。通報や相談を受付けた場合には、地域包括支援センターや関係機関と連携して、支援を行います。

- ・認知症高齢者探してメール事業

認知症等により、外出後に自宅に戻れなくなる高齢者を早期発見及び保護するとともに、対象者の家族の負担の軽減を支援します。

- ・日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な人の場合、生活費等の管理ができず、お金が無くなり自殺に追い込まれる可能性があります。安心して暮らせるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行います。

② 地域における要介護者・介護者に対する支援

- ・介護予防教室

65 歳以上の高齢者を対象に、生涯を通じて心身ともに元気で暮らしていけるように、参加者やボランティアとして、生きがいづくりによる互助の推進を目的に、小学校区を単位として住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防教室を開催します。

- ・福祉サポーター養成講座

小学校区の介護予防教室を基盤に地域の支え合いの意識を共有しながら、高齢者の介護予防に資する活動に取り組んでもらうためのボランティア講座を開催し、福祉サポーターを養成します。

- ・認知症サポーター養成講座

認知症介護において家族の身体的、精神的負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、自殺・心中のリスクも高くなります。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。

- ・介護者交流会の開催

介護者の交流会を開催し、介護技術の講習や情報交換の場を確保し、介護について日ごろの悩みや孤独感、孤立の解消や、家族の介護負担の軽減を図るとともに、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。

③ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防、生きがいづくり

- ・生きがい施策（シニアクラブ連合会、シニアクラブへの活動助成）

シニアクラブ連合会・単位シニアクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行います。

（３）生活困窮者、無職者、失業者への支援

生活困窮者や無職、失業状態にある人は、単に就労や経済的な問題だけでなく心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、就労・経済以外の問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。

経済や生活面の支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を多機関と連携し推進を図ります。

① 相談支援機関等での相談・支援（再掲）

- ・民生委員・児童委員による地域の相談・支援の実施（再掲）
- ・生活困窮者支援調整会議（仮称）による支援・連携（再掲）
- ・ファイナンシャルプランナーによる納付相談事業（再掲）

② 経済的な支援

- ・生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び在宅福祉や社会参加の促進等を図り、安定した生活を送れるように支援します。

第 4 章 第 1 期計画における事業評価

基本施策 1 自殺対策を支える人材の育成

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①自殺予防に関する研修	町民向けゲートキーパー養成研修を開催し、地域レベルでの人材確保 【福祉課】	R1	ゲートキーパー養成講座 年 1 回実施(42 名参加)	ひきこもりの方への理解やその方に対する対応方法を学び、参加者自身自らひきこもりに対しての支援に対する考えを持つことができています。また、参加者のアンケートから、ゲートキーパーとして心の悩みを抱えている方を見守り、支援することに対する前向きな姿勢がみられた。
		R2	ひきこもり支援に関する講座 年 1 回実施 (14 名参加)	
		R3	ゲートキーパー養成講座 年 1 回実施 (8 名参加)	
		R4	ゲートキーパー養成講座 年 1 回実施(17 名参加)	
	町職員研修を行い、メンタルヘルスの知識、ストレスの対処方法等の学習 【総務課】	R1	メンタルヘルス基礎知識は担当職員のみ研修に参加。ストレスチェックは職員に実施。ゲートキーパー養成講座は未実施	個別メンタルヘルス研修、ストレス対処方法等の学習は担当職員が参加したが、全職員を一同に介したゲートキーパー研修はできていない。
		R4		

基本施策 2 町民への啓発と周知

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①リーフレット等の作成及び活用	若者向けの取り組みとして、中学 2 年生にリー	R1	町内の中学 2 年生に 430 部配布	多感な時期である年齢に啓発を行うことができた。
		R2	町内の中学 2 年生に 438 部配布	
		R3	町内の中学 2 年生に	

	フレット の配布 【福祉課】	R4	429 部配布 町内の中学 2 年生に 393 部配布	
②広報・メ ディアを活 用した啓発	自殺対策 強化月間 における 広報やホ ームペー ジでの啓 発 【福祉課】	R1 ～ R4	HP 上で不定期にこ ころの悩みに関する相 談窓口先を掲載。 自殺対策強化月間に あわせ、令和 3 年 3 月 号広報に相談機関の 連絡先を掲載。	毎年 3 月の自殺対策強 化月間中に広報誌への 相談機関情報の掲載に あわせ、HP 上にもこ ころの悩みに関する相談機 関の連絡先を周知する ことができた。
	自殺予防 月間にあ わせた図 書館での 「こころ の健康図 書コーナ ー」の設置 【福祉課】	R1	児童生徒や一般市民 の利用者が多い図書 館において自殺予防 月間にあわせ、こころ の健康に関する図書 コーナーを設置し広 く啓発を実施した。	R2 年度は、コロナ禍によ る図書館の閉鎖などによ り、事業を実施するこ とができなかったが、 町立図書館の医療・健康 コーナーに自殺対策強 化月間のポスター、チ ラシを設置し、メンタルヘ ルスに関する本の展示 を行い、普及啓発を行う ことができた。
		R2	新型コロナウイルス 感染症拡大防止のた め中止。	
		R3 ～ R4	自殺対策強化月間に あわせ、宇美町立図書 館で「こころの健康図 書コーナー」を設置。	
	男女共同 参画に関 する情報 提供 【地域コ ミュニテ ィ課】	R1	公共施設に男女共同 参画のチラシ等を配 下し、情報提供を行っ た。また、男女共同参 画週間には、図書館に て、男女共同参画に関 する書籍のコーナー を設置し、幅広い世代 への方に周知を行っ	図書館での情報提供等 幅広い方への情報提供 を行い、トイレ等に相談 カードを設置すること により、多くの方に周知 を行うことができた。

			た。	
		R2	公共施設に男女共同参画のチラシ等を配下し、情報提供を行った。また、公共施設内にDV、LGBTQ+などに関する相談カードを設置し、相談機関の周知を行った。	
		R3 ～ R4	公共施設に男女共同参画のチラシ等を配架し、情報提供を行った。また、公共施設内やトイレ等にDV、LGBTQ+などに関する相談カードを設置し、相談機関の周知を行った。 役場入口に男女共同参画の推進に関するパネルを設置し、啓発を行った。	

基本施策3 生きることの促進要因への支援

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①相談支援 機関等での 相談・支援	民生委員・ 児童委員 による地 域の相談 支援 【福祉課】	R1 ～ R4	個別訪問以外にも、地域行事や、校区単位での見守り活動を通して実施。 R1 1,927件 R2 1,344件 R3 1,751件 R4 1,936件	コロナ禍に伴い、積極的な個別訪問は自粛している。また、地域行事も少なかったものの、身近な住民目線での気づき等により、各関係機関へのつなぎを行った。

	生活困窮者支援調整会議(仮称)による支援・連携 【福祉課】	R1 ～ R4	相談窓口をもつ関係課の連携	機構改革及びフロア改修により、各課のスムーズな連携が可能となった。これに伴い、税の滞納相談に来られた方で、生活困窮に関する相談があれば、貸付けや相談窓口への案内を行うことができた。
	ファイナンシャルプランナーによる納付相談 【企画財政課】	R1	年 12 回開催。相談件数 72 件、相談人数 66 名。	税の滞納を通じて金銭に関する問題を抱える対象者の状況を詳細に把握することで福祉部門との連携を図ることができた。
		R2	年 12 回開催。相談件数 64 件、相談人数 60 名。	
		R3	年 12 回開催。相談件数 49 件、相談人数 46 名。	
		R4	年 12 回開催。相談件数 82 件、相談人数 73 名。	
	弁護士による法律相談 【福祉課】	R1	社会福祉協議会に委託。毎月 2 回実施。年間で 82 件の利用	相談分類としては、金銭関係、不動産関係、家事問題、事件・事故となり、自殺の要因に係る悩みに対して、問題を解決することができた。
		R2	年間で 83 件の利用	
		R3	年間で 86 件の利用	
		R4	年間で 84 件の利用	
	② 社会参加・交流・活躍の場を増やすための支援	R1 ～ R4	粕屋中南部 6 町委託による 2 カ所、町内委託による 1 カ所を設置し、交流の場を通じた日常生活の相談支援を行った。	専門職等による長い経験での相談支援を行うことができた。

③こころと 身体の健康 づくりの推 進及び支援	健（検）診 事業での 発見及び 支援 【健康課】	R1 ～ R4	健（検）診を民間委託 し町内5小学校区にて 実施しており、問診等 を通して食・休養・運 動等生活習慣の把握 を行った。	委託機関の医師による 診察、看護師等各ブー スのスタッフによる問 診等での聞き取りによ り、発見、相談支援に 繋ぐことができた。
	健診結果 説明会事 業での適 切な相談 機関への つなぎ 【健康課】	R1 ～ R4	町直営にて健診結果 説明会を1人30分程 度の個別指導にて実 施しており、健診結果 や本人の発言から関 係機関等相談支援に 繋いだ。	地区担当保健師及び 管理栄養士によるきめ 細かな健診結果説明 を個別に実施すること で、必要な相談支援 に繋ぐことができた。
	母子健康 手帳交付 事業での 適切な相 談機関へ のつなぎ 【こども みらい課】	R1	新規交付件数:238 件、転入件数:42件	母子健康手帳交付時 の妊婦アンケートを基 に精神科等への受診歴 、現在の状況を把握し 、必要時医療機関との 連携や訪問を行い、妊 娠期より支援を行った。
		R2	新規交付件数:261 件、転入件数:42件	
		R3	新規交付件数:251 件（双子も1件とカウ ント）転入件数:32件	
		R4	新規交付件数:247 件（双子も1件とカウ ント）転入件数:29件	
	赤ちゃん 訪問事業 での育児 アドバイス や適切な 相談機関 へのつな ぎ 【こども みらい課】	R1	訪問件数:254件	産後うつ傾向がみ られる等、生活環境 の変化で生じる不眠 や不安等、訪問時に 産婦の状況を把握し 、必要時医療機関と の連携や、継続訪問 等支援を行った。 医療機関での産婦健 診にて、不安が大き い等、早めの支援が 必要な場合は連絡を もらい、早め
		R2	訪問件数:235件	
		R3	訪問件数:276件	
		R4	訪問件数:242件	

				にコンタクトを取るように努めた。
乳幼児健診事業での育児相談や適切な相談機関へのつなぎ 【こどもみらい課】	R1	4 か月児:250 人 7 か月児:251 人 1 歳 6 か月児:285 人 3 歳児:286 人	健診開始前に従事者の情報共有を行い、経過を踏まえた育児やその他の相談、不安や心配事等の対応を行っている。 乳幼児健診の育児相談において、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援を行い、また受診が必要と判断した場合は受診勧奨を行った。	
	R2	4 か月児:241 人 7 か月児:315 人 1 歳 6 か月児:300 人 3 歳児:340 人		
	R3	4 か月児:270 人 7 か月児:270 人 1 歳 6 か月児:303 人 3 歳児:326 人		
	R4	4 か月児:264 人 7 か月児:274 人 1 歳 6 か月児:283 人 3 歳児:300 人		
養育支援訪員訪問による指導助言等 【こどもみらい課】	R1	訪問件数 530 件、面談・電話件数 186 件	養育支援員が乳幼児全戸訪問で支援が必要な家庭を把握し、継続して訪問活動を実施した。また、養育支援が必要な保護者に対しては育児相談の知識・技術をもった保育士を配置し、虐待リスクの高い家庭への介入を行った。 4 月から 5 月は小中学校・幼稚園の休校・休園及び保育所の登園自粛により、子育て家庭の閉鎖的な生活が想定されたため、虐待リスクのあ	
	R2	訪問件数 515 件、面談・電話件数 201 件		
	R3	訪問件数 498 件、面談・電話件数 129 件		
	R4	訪問件数 421 件、面談・電話件数 67 件、乳幼児健診時支援：32 回		

			る家庭を重点的に訪問した。通常は、就学前の児童が中心であったが、休校期間中は小中学生の家庭にも訪問を行った。 新型コロナウイルスの感染を恐れ、自主的に保育所等を自粛した子育て家庭の閉鎖的な生活が虐待リスクがあると想定し、重点的に訪問した。 養育支援訪問員（訪問員として講習を修了された方）が全戸訪問や保健師の依頼により、閉じこもりがちな方、訪問等の継続支援が必要な家庭を中心に訪問し、虐待の早期発見、未然防止に繋がった。
--	--	--	---

基本施策4 子ども・子育て支援

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①いじめを 苦しめた子 どもの自殺 予防	「SOS の出し方 教育」に関 する教育 の推進 【学校教 育課】	R1 ～ R4	各小中学校において 福岡県教育庁義務教 育課作成の自殺予防 リーフレット「ひとり じゃないよ・ひとりに しないよ」「児童生 徒の悩み相談窓口L INEでの相談窓口」 を配布し、「子どもホ ットライン24」を教 室・校内に掲示した。 「子ども人権SOS ミニレター」事業（法 務省）を活用し、各小 中学校において児童 生徒にミニレターを 配布した。	いじめ防止対策に関す る取組については、各小 中学校において年間を 通して実施している。今 後はSOSの出し方、S OSの受け止め方を身 に付ける取り組みを推 進する必要があると考 える。
	学級満足 度・学校生 活意欲調 査の実施 【学校教 育課】	R1 ～ R4	各小中学校において 児童生徒に対するア ンケート調査を実施 した。	各小中学校においてア ンケート調査を実施し、 児童生徒のメンタルヘ ルスの状態や学級の状 況を把握することがで き、適切な支援につなげ ることができた。
②こどもの 抱えやすい 課題に着目 した支援の 充実	専門の相 談員（臨床 心理士）に よる学校 以外の場 での相談 事業	R1	教育相談室（原田小学 校内に設置。臨床心理 士2名が交代制で対 応）を開室し、学校生 活に悩みを持つ児童 や発達につまずきの ある児童や保護者の	子どもの教育上の悩み や心配事に関する相談 に適切に対応すること ができた。

	【学校教育課】		面談等を行い、支援した。（年 101 日開室。対象児童生徒数 86 名。相談件数 述べ 1,263 件）	
		R2	（年 95 日開室。対象児童生徒数 92 名。相談件数 述べ 904 件）	
		R3	（年 91 日開室。対象児童生徒数 78 名。相談件数 述べ 1215 件）	
		R4	（年 116 日開室。対象児童生徒数 76 名。相談件数 述べ 1,034 件）	
	スクールソーシャルワーカーによる専門的な支援の実施 【学校教育課】	R1	社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして活用し、不登校や学校不適応の児童生徒や保護者、教師との面談を行い、その原因の解消や環境改善に向けて、学校や家庭、福祉機関や行政機関等と連携して取り組んだ。（年間相談件数 延べ 130 件、対象児童生徒数 37 人）	社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして活用し、不登校や学校不適応の児童生徒や保護者、教師との面談を行い、その原因の解消や環境改善に向けて、学校や家庭、福祉機関や行政機関等と連携して取り組んだ。
		R2	（年間相談件数 延べ 176 件、対象児童生徒数 40 人）	
		R3	（年間相談件数 延べ 196 件、対象児童生	

			徒数 44 人)	
		R4	(年間相談件数 延べ180 件、対象児童生徒数 44 人)	
	不登校児童生徒支援 【学校教育課】	R1	心理的や情緒的な理由等で登校できない状態にある児童生徒の学校復帰を目的として、し〜ず・うみに設置する適応指導教室において、学習支援や生活指導等を行った。(入室者数 小学生1 人、中学生14 人)	適応指導教室の指導員により、児童生徒に対し学校復帰を目指した援助・指導を行うことができた。また、必要に応じて適切な機関につなぐ等の対応を行うことができた。
		R2	(入室者数 小学生2 人、中学生12 人)	
		R3	(入室者数 小学生1 人、中学生12 人)	
		R4	(入室者数 小学生1 人、中学生11 人)	
	要保護児童及びその保護者に関する関係機関による連携支援 【こどもみらい課】	R1	代表者会議 1 回 実務者会議 9 回 個別ケース検討会議 4 回	要保護児童及び要支援児童について関係機関がどのように支援していくのか、方針の決定と進行管理を行った。
		R2	代表者会議 1 回 実務者会議 9 回 個別ケース検討会議 9 回	新型コロナウイルスの影響で、登園、登校自粛等、児童虐待などのリスクが高まっていたこともあり、必要な会議は計画通り実施し、関係機関の連携を持って見守りを強化した。
		R3	代表者会議 1 回 実	新型コロナウイルスの

			務者会議 9 回 個別 ケース検討会議 4 回	感染を恐れ、自主的な登園、登校自粛により、児童虐待などによるリスクが高いと判断した家庭に対し、個別でケース会議を実施した。また、実務者会議では関係機関との連携を強化した。
		R4	代表者会議 1 回 実 務者会議 9 回 個別 ケース検討会議 11 回	各課担当の役割分担、連携強化、情報共有を図った。有事には素早い対応が必要となることから、宇美町要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の早期対応・未然防止に努めた。
③経済的困難を抱える子ども等への支援の充実	経済的理由で就学が困難な保護者等に必要経費給付 【学校教育課】	R1 ～ R4	学校教育法に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助として学校給食等の就学に必要な費用の一部を援助した。	就学に必要な経費への給付を行うことができた。
	ひとり親家庭等に手当を支給 【福祉課】	R1	児童扶養手当新規認定者数 42 件、その他諸手続 102 件	該当者には漏れなく案内し、申請等の各種手続きを適切に行った。
		R2	新規認定者数 55 件、その他諸手続 134 件	
		R3	新規認定者数 46 件、その他諸手続 98 件	
		R4	新規認定者数 51 件、その他諸手続 112 件	
④社会全体	児童の援	R1	ファミサポ講習会実	支援を受けたい人に対

でこどもが 健やかに育 つ環境をつ くる取り組 み	助希望者 と援助を 行う希望 者の有償 での相互 援助活動 【こども みらい課】		施回数:5回×2期 会員数(実):194人 (まかせて会員:46人、おねがい会員:102人、両方会員:46人) 活動回数(延べ利用者):79回 仮会員証発行数:3人	する支援を確実に実施 することができた。ま た、平成31年度より、 緊急に支援が必要な方 に対して仮会員証を発 行し、すぐに活動ができ るように運用を見直し た。
		R2	ファミサポ講習会実 施回数:5回×2期 会員数(実):170人 (まかせて会員:38人、おねがい会員:90人、両方会員:42人) 活動回数(延べ利用者):38回	コロナ禍の影響により、 まかせて会員もおねが い会員も活動を自粛さ れる方がいたが、健康チ ェックシートを作成し、 感染対策をしながら通 常どおり実施した。
		R3	ファミサポ講習会実 施回数:5回×2期 会員数(実):160人 (まかせて会員:41人、おねがい会員:84人、両方会員:35人) 活動回数(延べ件 数):104回	コロナ禍の影響により、 令和2年度は活動を自 粛される会員の方がい たが、令和3年度は健康 チェックシートによる 感染対策が浸透し、コロ ナ禍前の活動件数より も増加し、保護者の子育 て支援に努めることが できた。
		R4	ファミサポ講習会実 施回数:5回×2期 会員数(実):160人 (まかせて会員:44人、おねがい会員:82人、両方会員:34人) 活動回数(延べ件 数):64回	支援を受けたい人に対 する支援を確実に実施 することができた。

病気の子どもの一時的な病院での保育 【こどもみらい課】	R1	宇美町、志免町、須恵町の3町でおかべ小児科クリニックにて共同で実施した。 利用日数142日、利用者数287人(宇美町90人、志免町100人、須恵町97人)	疾病により、保護者が勤務等で家庭で保育を行うことが困難な児童を医療機関にて預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援することができた。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数は激減したが、病児保育施設を閉鎖することなく実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援することができた。
	R2	利用日数76日、利用者数103人(宇美町27人、志免町58人、須恵町18人)	
	R3	利用日数83日、利用者数42人(宇美町18人、志免町10人、須恵町14人)	
	R4	利用日数88日、利用者数122人(宇美町32人、志免町53人、須恵町37人)	
保育ができない乳幼児の一時的な保育所等での保育 【こどもみらい課】	R1	延べ利用児童数 606人	町立原田保育園で一時的に保育を必要とする児童の預かりを行った。
	R2	延べ利用児童数 740人	
	R3	延べ利用児童数 501人	
	R4	延べ利用児童数 649人	
地域子育て支援拠点による親子の交流及び相談事業	R1	211日開館、利用者数6,292人 発達心理学専門家及び助産師による子育て相談19回、子ども救急救命講習1回、中	専門士による子育て相談や様々な親子の交流の場を提供し、子育て支援や保護者の不安解消を図ることができた。

	【こども みらい課】		学校サロン 18 回、世代間交流てくてく広場 8 回を実施した。	
		R2	208 日開館、利用者数 2,013 人 発達心理学専門家及び助産師による子育て相談 14 回、子ども救急救命講習 1 回、世代間交流てくてく広場 3 回を実施した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4 月から 5 月は休館したが電話での相談は実施し、5 月中旬からは支援が必要な家庭に来所相談、6 月からは予約制にて開館し親子の交流の場を提供することができた。 また、子育て相談は通常通り実施し、保護者の不安解消を図ることができた。
		R3	231 日開館、利用者数 2,592 人 発達心理学専門家及び助産師による子育て相談 12 回、子ども救急救命講習 1 回、世代間交流てくてく広場 5 回を実施した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度に引き続き予約制にて開館し、親子の交流の場を提供することができた。 また、子育て相談やイベントを実施し、保護者の不安解消や子育て支援を図ることができた。
		R4	231 日開館、利用者数 3,681 人 発達心理学専門家及び助産師による子育て相談 17 回、子ども救急救命講習 1 回、世代間交流てくてく広	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度から予約制にて開館していたが、令和 5 年 1 月より予約なしで利用できるようになり、親子の交流の場を提供する

			場 9 回を実施した。	ことができた。 また、子育て相談やイベントを実施し、保護者の不安解消や子育て支援を図ることができた。
⑤子どもの居場所づくり	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の保育事業 【学校教育課】	R1 ～ R4	保護者が就労等により家庭で保育することができない小学生を対象に、放課後児童クラブを開所することができた	放課後の適切な遊びと生活の場を提供するとともに、仕事と子育ての両立を支援することができた。

重点施策1 高齢者への支援

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①包括的な支援のための連携の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる相談支援窓口の運営 【健康課】	R1 ～ R4	地域包括支援センター等における窓口や電話による個別相談受付を実施。	各種相談窓口を記載した高齢者便利帳を活用し相談窓口を案内するとともに、関係機関との連携を図り必要なサービス利用につなげた。
	判断能力が低下している方に成年後見制度利用等の案内支援 【健康課・福祉課】	R1 ～ R4	地域包括支援センター等における窓口や電話による個別相談受付を実施。	高齢者便利帳を配布し、制度の周知を行うとともに、関係機関と連携し制度の利用促進を図った。
	認知症等により、外出後、自宅に戻れない高齢者をメールにて周知し、早期発見に繋ぐ 【健康課】	R1 ～ R4	福岡都市圏認知症高齢者捜してメール事業による実施。	高齢者便利帳を配布し、事業を周知し、必要な方へ利用登録を勧めた。
②地域にお	介護予防	R1	介護予防教室におけ	機会あるごとに各種相

ける要介護者・介護者に対する支援	教室 【健康課】		る相談体制の周知を実施。相談受付後の関係機関との連携。	談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため介護予防教室は中止。介護予防の資料配布やアンケート実施により情報共有。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため教室は一部中止となったが、在宅でできる介護予防の資料を配布し、コロナ禍における心身の機能低下予防を図った。
		R3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため介護予防教室は一部中止。中止の際は、介護予防の資料配布やアンケート実施により情報共有。	
		R4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためまん延状況等により介護予防教室は一部中止。中止の際は、介護予防の資料配布やアンケート実施により情報共有。	
	介護予防教室等で地域の介護予防に取り組む福祉サポーターの養成	R1	サポーター養成講座、サポーター定例会における相談体制の周知。	機会あるごとに各種相談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサポーター養成講	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座は中止となったが、機

	【健康課】		座は中止。サポーター定例会における相談体制の周知。	会あるごとに各種相談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためサポーター養成講座は中止。サポーター定例会における再開に向けた準備、コミュニケーションを実施。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため養成講座は中止となったが、機会あるごとに各種相談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R4	福祉サポーターのスキルアップ講座及び福祉サポーターの交流会を実施。	養成講座は実施することができなかったが、サポーター養成講座の構成や方法を見直し、令和5年度の計画に反映させることができた。
	認知症に対する正しい理解をもって手助けをする認知症サポーターの養成 【健康課】	R1	サポーター養成講座における相談体制の周知。	機会あるごとに各種相談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R2	認知症サポーター養成講座の実施	受講生のレベルに合わせた養成講座を行うことができた。
		R3	認知症サポーター養成講座の実施	受講生のレベルに合わせた養成講座を行うことができた。
		R4	認知症サポーター養成講座の実施	受講生に合わせた養成講座を行うことができた。
	介護者の	R1	介護者交流会におけ	機会あるごとに各種相

	交流を行うことで、悩みや介護負担の軽減を図る在宅介護の支援 【社会福祉協議会】		る相談体制の周知。相談受付後の関係機関との連携。	談窓口を記載した高齢者便利帳を配布し、関係機関との連携を図ることができた。
		R2 ～ R4	介護をしているご家族の方等を対象とした、家族介護体験講演会の実施	講演会を通して、介護者の悩みや精神的負担の軽減を図ることができた。
③社会参加の強化と孤独・孤立の予防、生きがいがづくり	老人クラブ連合会・単位老人クラブ連合会への活動費助成 【健康課】	R1 ～ R4	一人暮らし高齢者宅等への友愛訪問を団体が実施。団体への相談体制の周知。団体との連携支援の実施	一人暮らし高齢者宅等への友愛訪問等を団体が実施しており、活動費の助成を行った。

重点施策2 生活困窮者、無職者、失業者への支援

計画項目	事業概要	年度	実施状況	評価
①相談支援機関等での相談・支援	民生委員・児童委員による地域の相談支援 【福祉課】	R1	再掲	再掲
		R2		
		R3		
		R4		
	生活困窮者支援調整会議(仮称)による支援・連携 【福祉課】	R1	再掲	再掲
		R2		
		R3		
		R4		
	ファイナシナル	R1	再掲	再掲
		R2		

	プランナーによる 納付相談 【企画財政課】	R3		
		R4		
②経済的な 支援	生活福祉 資金貸付 【社会福祉協議会】	R1	69 件の相談を受け 22 件貸付を実施。	平成 30 年度と比較すると件数は減っているが、年度末にコロナウイルスの影響による収入減に対して 6 件の貸付を行うことができた。
		R2	836 件の相談を受け 657 件貸付を実施。	R2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、昨年度に比べ、3 倍近くの貸付を行い、支援することができた。
		R3	558 件の相談を受け 439 件貸付を実施。	昨年度に比べ件数は減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響による相談が主となり、貸付による支援を行った。
		R4	120 件の相談を受け 96 件貸付を実施。	昨年度と件数は大きく変わらないが、新型コロナウイルス感染症の影響による相談が主となり、貸付による支援を行った。

第5章 第2期計画における事業目標

1 全体目標

自殺対策を通じて目指すのは、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は大綱における目標「令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という）を平成27年の18.5と比較し30%減少させる」と掲げており、本町においても国の大綱を踏まえて、平成27年の21.2（6人）と比べて令和9年までの5年間で、概ね30%減少の14.8（4人）以下を目指すこととします。

	基準 (平成27年)	現状 (令和3年)	目標 (令和5年～9年) 5年間平均
自殺死亡率 (人数)	21.2 (6人)	24.1 (9人)	14.8以下 (4人)
			対平成27年比 30%減

2 成果指標

第2期計画では、現状値を令和4年度実績値とし、成果指標として中間値（令和7年度）、目標値（令和9年度）を掲げます。各成果指標にあっては、事業の拡張等を目指すもの（数値目標が右肩上がりであるもの）が全てではなく、安定的に継続実施することが重要であるもの、実施のキャパシティが限られるもの等があることを十分に理解し、数字至上主義にならないように配慮します。

基本施策1 自殺対策を支える人材の育成

○自殺予防に関する研修

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
町民向けゲートキーパー養成研修の回数及び参加者数(回/人)	福祉課	1回/17人	1回/25人	1回/25人	
町職員研修回数及び参加者数(回/人)	総務課	0回/0人	1回/17人	1回/17人	

基本施策2 町民への啓発と周知

○リーフレット等の作成及び活用

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
若年者向けの自殺予防啓発リーフレット配布数(人)	福祉課	町内全中学2年生 (参考393部)	町内全中学2年生 (参考400部)	町内全中学2年生 (参考400部)	

○広報等を活用した啓発

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
自殺対策強化月間における広報啓発回数及びSNSによる配信回数(回)	福祉課	広報:2回 SNS:1回	広報:2回 SNS:2回	広報:2回 SNS:2回	
「こころの健康図書コーナー」の配架冊数(冊)	福祉課	6冊	6冊	6冊	毎年3月の自殺対策強化月間中、町立図書館内に一部スペースを設け、関連書籍とリーフレット類を設置している。
男女共同参画に関する情報提供の回数(SNS含む)(回)	地域コミュニティ課	4回	5回	5回	

基本施策3 生きることの促進要因への支援

○相談支援機関等での相談・支援

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
民生委員児童委員による地域の相談件数（延べ）	福祉課	1,936件	2,100件	2,200件	訪問件数ではなく、相談件数
生活困窮者支援連携の実施件数（件数）	福祉課	5件	10件	10件	組織体ではなく、他課と連携して、情報共有、支援等を行った数
ファイナンシャルプランナーによる納付相談回数及び相談者数（回/延べ人数）	企画財政課	12回/延べ73人	12回/延べ73人	12回/延べ73人	
弁護士法律相談の回数及び相談者数（回/人）	福祉課	24回/84人	24回/96人	24回/96人	
心配ごと相談の回数及び相談者数（回/人）	社会福祉協議会	21回/37人	24回/48人	24回/48人	

○社会参加・交流・活躍の場を増やすための支援

指標名	担当課	基準値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
地域活動支援センター設置数（箇所/人）	福祉課	3箇所/573人	3箇所/600人	3箇所/620人	

○こころと身体の健康づくりの推進及び支援

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
特定健診受診率及び受診者数（率/人）	健康課	26.1%/1,394人			令和5年度策定中
保健指導実施回数及び参加者数（回/人）	健康課	22回/995人	23回/965人	23回/965人	
母子健康手帳の交付人数（人）	こどもみらい課	247人	220人	220人	
産婦健康診査受診数（件）	こどもみらい課	242件	220件	220件	産婦健診受診項目にEDPSがあるため、指標とした。

産後ケア事業利用者（実人数）	こどもみらい課	0人	22人	22人	目標の1つに産後うつ の予防を上げている事 業であり、母子健康手 帳交付数の1割で算出
養育支援訪問事業に伴う訪問 件数（延べ件数）	こどもみらい課	421件	487件	487件	令和5年4月～8月の訪 問件数より算出

○いじめを苦しめた子どもの自殺予防

指標名	担当課	基準値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
自殺予防教育の推進に伴う授 業数（回）	学校教育課	14回	16回	16回	各学校における全児童 生徒への年間授業回数 を合計
学級満足度・学校生活意欲調 査の実施回数（回）	学校教育課	2回	2回	2回	各学校全学年で6月と 11月実施

基本施策4 子ども・子育て支援

○子どもの抱えやすい課題に着目した支援の充実

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
教育相談の件数（開室部/延べ 相談件数）	学校教育課	年116日/延べ 1,034件	年116日/延べ 1,050件	年116日/延べ 1,050件	今後も事業継続を目標 とする。
スクールソーシャルワーカー 活用件数（年間延べ相談件数/ 児童生徒数）	学校教育課	180件/44人	200件/45人	200件/46人	今後も事業継続を目標 とする。
不登校児童数及び適応指導教 室利用者数（人）	学校教育課	小学生1人 中学生11人	小学生1人 中学生11人	小学生1人 中学生11人	今後も事業継続を目標 とする。
要保護児童対策地域協議会会 議回数（回）	こどもみらい 課	代表者会議1回 実務者会議9回 個別ケース会 議4回	代表者会議1回 実務者会議9回 個別ケース会 議4回	代表者会議1回 実務者会議9回 個別ケース会 議4回	
こども発達ほっと相談室相談 件数（回数/延べ件数）	社会福祉 協議会	6回/11件	6回/12件	6回/15件	社協だより、回覧、 HP、SNS等で周知・計 画する。

○経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
就学援助費給付件数（人）	学校教育課	917人	920人	920人	
児童扶養手当新規支給件数 (件)	福祉課	51件 (全体者数453 件)	51件	51件	新規対象者に漏れなく、制度の案内を行うことで、生活困窮を防ぐ視点で評価。停止を含めた全体者数は、参考とする。

○社会全体で子どもが健やかに育つ環境をつくる取り組み

○子どもの居場所づくり

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
放課後児童健全育成事業（学 童保育）利用者数（人）	学校教育課	384人	400人	400人	今後も事業継続を目標とする。

○妊娠期から子育て期までの相談・支援

指標名	担当課	基準値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
子育て世代包括支援センター 相談件数（延べ件数）	こどもみらい 課	105人	－	－	令和6年4月より、2つの機能を統合した「こども家庭センター」を新たに設置予定のため、中間地及び目標値は設定不可
子ども家庭総合支援拠点事業 に係る相談件数（延べ件数）	こどもみらい 課	82人	－	－	

重点施策1 高齢者への支援

○包括的な支援のための連携の推進

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
地域包括支援センター相談件数（延べ件数）	健康課	1,631件	1,670件	1,700件	
権利擁護、成年後見制度利用支援事業に係る相談件数（件数）	健康課 福祉課	健康課 90件 福祉課 0件	健康課 95件 福祉課 2件	健康課 100件 福祉課 2件	
認知症高齢者探してメール利用登録者数及びサポーター登録者数（人/人）	健康課	19人/8,302人	21人/8,320人	23人/8,340人	
日常生活自立支援事業利用件数（延べ回数）	社会福祉協議会	125回	125回	125回	成年後見制度利用支援が進むにつれ、日常生活自立支援事業の利用件数は減少すると予想

○地域における要介護者・介護者に対する支援

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
介護予防教室利用者数（延べ人数）	健康課	5,015人	5,100人	5,200人	
福祉サポーター養成講座等開催数及び受講者数（回/人）	健康課	2回/17人	10回/50人	10回/60人	R4年度受講者を募集したものの、申し込みがなく、スキルアップ講座として開催（2回/17人）
認知症サポーター養成講座開催数及び受講者数（回/人）	健康課	10回/263人	10回/280人	10回/290人	
介護者交流会の開催数及び利用者数（回/延べ人数）	健康課	1回/42人	1回/40人	1回/40人	

○社会参加の強化と孤独・孤立の予防、生きがいのづくり

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
生きがい施策（シニアクラブ連合会、シニアクラブへの活動助成）に係るクラブ数	健康課	12	11	11	

重点施策2 生活困窮者、無職者、失業者への支援

○相談支援機関等での相談・支援（再掲）

指標名	担当課	現状値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
民生委員児童委員による地域の相談件数※再掲	福祉課	1,936件	2,100件	2,200件	訪問件数ではなく、相談件数
生活困窮者支援調整会議（仮称）の実施件数 ※再掲	福祉課	5件	10件	10件	組織体ではなく、他課と連携して、情報共有、支援等を行った件数
ファイナンシャルプランナーによる納付相談回数及び相談者数（回/延べ人数）※再掲	企画財政課	12回/延べ73人	12回/延べ73人	12回/延べ73人	

○ 経済的な支援

指標名	担当課	基準値 (令和4年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)	備 考
生活福祉資金貸付事業利用件数（件）	社会福祉協議会	緊急小口資金 22件	緊急小口資金 20件	緊急小口資金 20件	

町の相談窓口

宇美町役場内の相談窓口

■ 福祉課 障がい者支援係	092-934-2278	障がいに関すること、生活のお困りごと
■ 健康課 介護・高齢者支援係	092-934-2243	在宅高齢者の福祉サービス、介護予防事業、介護保険
■ 健康課 健康推進係	092-934-2243	こころの健康
■ 宇美町地域包括支援センター	092-934-2249	各種健康相談、高齢者の総合相談、介護予防の支援
■ こどもみらい課	092-933-1322	こどもについての悩みごと

関係機関の相談窓口

■ 宇美町社会福祉協議会	092-931-1008	日常生活上のお悩みごと相談
■ 子育て支援センター ゆうゆう	092-957-6450	子育ての相談
■ こども療育センター すくすく	092-934-3933	児童の発達相談
■ かすや中南部広域消費生活センター	092-934-2258	悪質商法・商取引上のトラブルに関する相談
■ かすや女性ホットライン	092-401-5353	DV・夫婦や家族・子育てや介護

福岡県内の相談窓口

自殺予防

■ 福岡自殺予防ホットライン	092-592-0783
■ 福岡いのちの電話	092-741-4343
■ 自死問題支援者法律相談	092-741-3210

自死遺族

■ 福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
■ リメンバー福岡自死遺族の集い	092-737-1275
■ 自死遺族法律相談	092-738-0073

犯罪・人権・性暴力

■ ミズ・リリーフライン (犯罪被害者の心のケア)	092-632-7830
■ 犯罪被害者総合サポート センター	092-409-1356
■ 犯罪被害者ホットライン	092-734-9080
■ 法テラス犯罪被害者支援 ダイヤル	0570-079-714
■ 福岡県警察安全相談コーナー	#9110 092-641-9110
■ 福岡法務局	0570-003-110
■ 性暴力被害者支援センター・ ふくおか	092-409-8100

DV(配偶者・恋人からの暴力)

■ あすばる女性相談ホットライン	092-584-1266
■ 女性の人権ホットライン (法務省)	0570-070-810
■ 配偶者暴力相談支援センター	092-939-0511
■ 配偶者からの暴力相談電話	092-663-8724
■ 男性DV被害者のための相談 ホットライン	070-4410-8502
■ LGBTQ+のDV被害者相談 ホットライン	080-2701-5461

心の悩み・心の健康

■ 心の電話	092-821-5560
■ 心の健康相談電話	092-582-7400
■ チャイルドライン	0120-99-7777
■ 子どもホットライン24	092-641-9999

うつ病、アルコール・薬物・ギャンブル
なその依存症、引きこもり・不登
校など

■ 福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
■ 粕屋保健福祉事務所 健康増進課	092-939-1185
■ 福岡県ひきこもり地域支援センター	092-582-7530

多重債務

■ 福岡県消費生活センター	092-632-0999
■ 法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
■ 県弁護士会法律相談センター	0570-783-552
■ 福岡財務支局 (多重債務相談窓口)	092-411-7291
■ 日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
■ グリーンコープ生活再建相談室	092-482-7788
■ 福岡県司法書士会	092-724-9505

労働上の問題

(解雇、労働条件等)

■ 福岡県労働支援事務所	092-735-6149
■ 福岡労働局総合労働相談センター	092-411-4764
■ 福岡産業保健総合支援センター	092-414-5264

就労の悩み相談

■ 若者ジョブサポートステーション	092-739-3405
-------------------	--------------

宇美町自殺対策計画(第2期)



令和5年10月
発行 宇美町

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号
TEL 092-932-1111(代表) FAX 092-933-7512(代表)